



社会保険労務士事務所
あおぞらコンサルティング
あおぞらLetter

〒101-0044
東京都千代田区鍛冶町1丁目6番15号
井門神田駅前ビル22号室
電話:03-3526-4277 FAX:03-3526-4276
担当:阿部

コロナウイルスによる標準報酬月額の特例改定について

昨年、健康保険・厚生年金保険では新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業により著しく報酬が下がった被保険者のうち、希望者を対象に「標準報酬月額の特例改定」が適用されました。いまだ新型コロナウイルス感染症の影響に伴う休業があることから、特例改定の対象期間が延長されました。以前にも法改正情報ブログでご紹介させていただいておりますが、この機会に再度あおぞらレターでも「標準報酬月額の特例改定」についてご案内させていただきます。



● 特例改定の対象となる方（次のすべてに該当する方が対象）

- 1 新型コロナウイルス感染症の影響による休業（時間単位を含む）があったことにより「令和3年4月から令和3年7月までの間」に、報酬が著しく低下した月が生じた方
※今後さらに期間が延長される可能性があります。
※申請期限は、「令和3年9月30日（必着）」となっておりますので、ご注意ください。
- 2 著しく報酬が低下した月に支払われた報酬の総額（1か月分）が既に設定されている標準報酬月額に比べて2等級以上下がった方
※固定的賃金（基本給、日給等単価等）の変動がない場合も対象となります。
- 3 特例改定の内容にご本人が書面により同意している方



Point



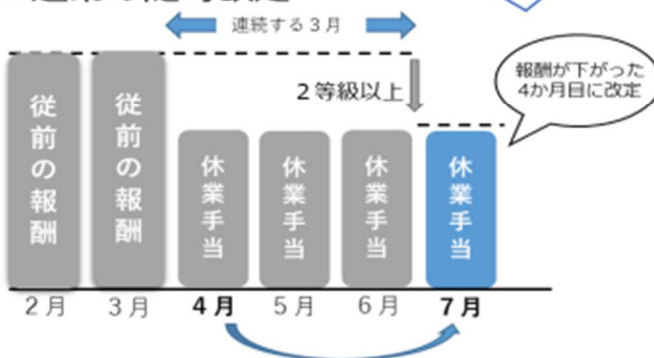
標準報酬月額が改定されると社会保険料の負担も小さくなりますが、その分、傷病手当金や出産手当金、年金の額等が減少するため注意が必要です。その点を踏まえてご本人が希望した場合に手続きを行ってください。

● 特例改定と通常の随時改定との違い

例

例えば4月から休業手当が支払われた場合
通常であれば4か月目の7月に改定となります。

■ 通常の随時改定



今回の特例を利用した場合
5月から改定が可能となります。

■ 今回の特例改定



情報元：日本年金機構

● 特例改定のQ&A等、詳しくはこちらをご覧ください

- ⇒ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0930.html>
- ⇒ <https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2020/0625.files/QA.pdf>

その他の詳細やご不明な点は弊所担当までお問い合わせください。TEL. 03-3526-4277